

豊明市における空家等対策に関する協定書

豊明市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、豊明市内における空家等に関する対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生抑制、空家等の適正管理、空家等及び跡地の利活用等、総合的な空家等対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2） 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1） 空家等の発生抑制に関すること。
- （2） 空家等の適正管理に関すること。
- （3） 空き家等及び跡地の利活用に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（情報の共有及び発信）

第4条 甲及び乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有及び発信に努めるものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第5条 甲は、第3条の取組事項の実施にあたって、市広報・ウェブサイト・チラシ等による啓発に努めるものとする。

2 甲は、第3条の取組事項を実施にあたり、所有者等の同意を得て、乙に空家等に関する情報を提供するものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第6条 乙は、第3条の取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対して配布先の提供・紹介等の協力を行うよう努めるものとする。

- 2 乙は、乙が自ら主催する相談業務（甲から委託を受けて実施する場合を含む。）において、所有者等による第3条の取組事項に対する相談を実施するように努めるものとする。
- 3 乙は、その構成員へ第3条の取組事項に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うように努めるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から翌年3月末までとし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行う。ただし、有効期間満了日の2か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し生じた疑義については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年11月9日

甲 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市

豊明市長 小浮 正典

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号
愛知県司法書士会

会長 細井 久史